

各 位

本社所在地 東京都港区高輪三丁目26番33号  
 会 社 名 株 式 会 社 ゲ ー ム ポ ッ ト  
 代 表 者 代表取締役社長 植田 修平  
 コード番号 3792 札幌証券取引所 アンビシャス  
 問合せ先 執行役員 江口 清貴  
 電話番号 03-5791-5299  
 (URL <http://www.gamepot.co.jp>)

## ソネットエンタテインメント株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する当社の意見表明のお知らせ

当社は、平成20年2月28日開催の取締役会において、ソネットエンタテインメント株式会社(以下「公開買付者」といいます。)が当社の発行に係る普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行うことについて、下記のとおり、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本公開買付けが成立した場合には、当社の普通株式は上場廃止となる可能性があります。

記

### 1. 公開買付者の概要(平成20年2月28日現在)

(1)	商号	ソネットエンタテインメント株式会社												
(2)	事業内容	「So-net(ソネット)」ブランドのもと、ブロードバンド接続サービスの提供を中心とした接続事業、並びに、インターネットを通じたコンテンツ提供、インターネット広告、商品販売、ライセンスビジネス、法人向けソリューションサービス等のポータル事業等												
(3)	設立年月日	平成7年 11 月												
(4)	本店所在地	東京都品川区大崎二丁目1番1号												
(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉田 憲一郎												
(6)	資本金	7,965,891,200 円												
(7)	大株主及び持株比率 (平成 19 年9月 30 日 現在)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ソニー株式会社</td> <td style="text-align: right;">45.61%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ソニーファイナンスインターナショナル</td> <td style="text-align: right;">12.56%</td> </tr> <tr> <td>モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー(常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)</td> <td style="text-align: right;">2.62%</td> </tr> <tr> <td>ドイチェバンクアーゲーロンドンピービーノトリティークライアンツ613(常任代理人 ドイツ証券株式会社)</td> <td style="text-align: right;">1.93%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td style="text-align: right;">1.91%</td> </tr> <tr> <td>モルガンスタンレーアンドカンパニーインク</td> <td></td> </tr> </table>	ソニー株式会社	45.61%	株式会社ソニーファイナンスインターナショナル	12.56%	モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー(常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	2.62%	ドイチェバンクアーゲーロンドンピービーノトリティークライアンツ613(常任代理人 ドイツ証券株式会社)	1.93%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.91%	モルガンスタンレーアンドカンパニーインク	
ソニー株式会社	45.61%													
株式会社ソニーファイナンスインターナショナル	12.56%													
モルガンスタンレーアンドカンパニーインターナショナルピーエルシー(常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	2.62%													
ドイチェバンクアーゲーロンドンピービーノトリティークライアンツ613(常任代理人 ドイツ証券株式会社)	1.93%													
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.91%													
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク														

		(常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1.59%
		野村証券株式会社	1.23%
		日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.96%
		バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェイ ピーアールディアイエスジーエフイーエイシー	
		(常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行)	0.87%
		パークレイズバンクピーエルシーパークレイズキャピタルセキュリ ティーズエスビーエルピービーアカウント	
		(常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	0.86%
(8)	公開買付者と対象者の 関係等	資 本 関 係	平成 19 年 6 月 30 日現在、公開買付者は対象者の普通 株式 23,200 株(発行済株式総数に対する所有株式数 の割合は 25.03%)を所有しています。
		人 的 関 係	該当事項はございません。公開買付者の従業員 1 名が 当社取締役役に就任しておりましたが、平成 19 年 11 月 15 日付にて退任しております。
		取 引 関 係	当社と公開買付者の間で、サーバーホスティングに関す る取引があります。
		関連当事者へ の 該 当 状 況	当社は公開買付者持分法適用関連会社であり、関連当 事者に該当します。

## 2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成20年2月28日開催の取締役会において、公開買付者が本公開買付けを行うことについて、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を決議いたしました。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

#### ①本公開買付けの目的

公開買付者は、本書提出日現在、当社の普通株式23,200株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合(以下「株式所有割合」といいます。))25.03%)を所有し、当社を持分法適用会社としております。また、公開買付者は、当社の平成18年10月3日発行にかかる第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。新株予約権の行使により発行等される可能性のある株式は、7,348株)の全部を所有しております。

この度、公開買付者は、後述のとおり、公開買付者が所有する当社の普通株式及び本新株予約権付社債に係るものを除いた、当社の発行済株式(本公開買付けにおける買付け等の期間末日までに本新株予約権の行使により発行等される可能性のある当社の普通株式を含みます。以下同様。)及び平成18年3月25日開催の第5回定時株主総会及び平成18年4月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)の全部を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定しました。

#### ②本公開買付けの背景

公開買付者は、「So-net(ソネット)」ブランドのもと、ブロードバンド接続サービスの提供を中心とした接続事業、並びに、インターネットを通じたコンテンツ提供、インターネット広告、商品販売、ライセンスビジネス、法人向けソリューションサービス等のポータル事業等を展開しております。公開買付者は、「ネットワークエンタテインメントの追求」をビジョンに掲げ、平成19年度からの3カ年を実行期間とする中期経営計画において、オンラインゲームをネットワークエンタテインメントの中核の一つとして位置

付けております。

一方、当社は、「インターネットを使った新しい遊びの創造」を経営理念に掲げ、インターネットを通じて参加者が相互に交流しながら遊ぶオンラインゲーム事業及び携帯電話でのゲーム配信を中心としたモバイルコンテンツ事業を展開しております。なお、当社は、本書提出日現在、株式会社アエリア（以下「アエリア」といいます。）の連結子会社です。

当社及び公開買付者は、平成 18 年9月、ブロードバンド接続の急速な普及にともない、オンラインゲーム市場が拡大する中、公開買付者のキャラクター資産・ブロードバンド接続業者としてのノウハウ及び当社のオンラインゲーム企画・運営ノウハウの融合等により両者のオンラインゲーム事業を拡大すること等を目的として、資本提携を行うことに合意いたしました。かかる資本提携のため、平成 18 年 10 月、公開買付者は、当社の第三者割当増資の引受け及び本新株予約権付社債の引受けを行い、また、アエリアが所有する当社の発行済株式の一部を譲り受けました（以下「本資本提携」といいます。）。これにより、当社は、公開買付者の持分法適用会社となりました。

国内におけるオンラインゲームの市場規模は、平成 19 年で 1,850 億円、平成 20 年で 2,190 億円、平成 24 年には 4,580 億円まで達すると予測され（株式会社野村総合研究所の開示資料より抜粋。）、市場規模は順調な拡大傾向にあります。しかし、多数の新規事業者の参入やオンラインゲームユーザーの嗜好の多様化等により、オンラインゲーム業界の今後の競争環境は激化することが予想されます。また、オンラインゲームを始めとするインターネット関連事業においては、技術革新及び市場やユーザーのニーズの変化が急速であり、これらの変化に迅速かつ柔軟に対応することは今後ますます重要になっていくものと思われまます。

当社及び公開買付者は、本資本提携以降、公開買付者が保有するキャラクター資産及び当社の有するオンラインゲームの企画・運営ノウハウとを融合させた新しいオンラインゲームの企画・開発等に関し、様々な協業の検討を重ねてまいりましたが、上記のような市場環境のなか、当社が継続的にその事業を成長させるためには、公開買付者が当社を完全子会社化した上で、公開買付者グループが当社に対して更に経営資源を投入し、両者のシナジーを最大限に発揮することが必要であるという結論に達しました。当社及び公開買付者は、かかる完全子会社化により、中長期的な視点から、必要な決定を迅速かつ効率的に行うことのできる体制が構築され、当社の企業価値を向上させることができるものと考えております。

以上の理由により、公開買付者は、当社を完全子会社化するための一環として、本公開買付けを実施することを決定しました。

- ③本公開買付けにおける買付価格等の主要条件、当該主要条件の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置並びに当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠

a) 本公開買付けにおける買付価格等の主要条件

本公開買付けにおける買付価格は、当社の普通株式 1 株につき 110,000 円、本新株予約権 1 個につき 1 円とされております。

また、本公開買付けの期間は平成 20 年2月 29 日から平成 20 年4月 11 日までの 30 営業日とされております。

さらには、本公開買付けには買付予定の上限は設定されておりませんので、応募株券等の総数

が買付予定の下限(50,764株)以上である限り、公開買付者が応募株券等の全部を買付けることとされており、他方で、応募株券等の総数が買付予定の下限(50,764株)に満たない場合は、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

b) 本公開買付けにおける主要条件の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本書提出日現在において公開買付者の子会社ではありませんが、公開買付者は、当社の普通株式 23,200 株(株式所有割合 25.03%)を所有して当社を持分法適用会社としており、また下記⑥のとおり公開買付者は当社の親会社であるアエリアとの間で議決権行使に関する合意をしております。このような状況を踏まえ、当社及び公開買付者は、以下のとおり、本公開買付けにおける主要条件の公正性の担保及び利益相反の回避のための配慮を行っております。

下記c)に詳述するとおり、当社及び公開買付者の双方がそれぞれ自らの株主のために独自に当社の普通株式に関する価値を算定する機関を選定したうえ、当該機関から、その算定の結果が記載された書面を取得しております。また、当社は、本公開買付けに関して、公開買付者とは別に、当社のリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、適宜必要に応じて、その法的助言を受けました。

さらには、公開買付者は、法令に定められた公開買付けの最短期間が 20 営業日であるところ、本公開買付けの期間を 30 営業日と設定しております。このように本公開買付けの期間が比較的長期間に設定されることにより、当社の株主の皆様において本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会が確保されるとともに、公開買付者以外の者においても対抗的な買付けを行う機会が確保されることとなり、もって、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保することが企図されております。

加えて、当社の本公開買付けに対する意見表明に関する決議については、その所有する当社普通株式を公開買付者に対して応募する旨公開買付者との間で合意をしているアエリアにおいて取締役の地位にある安田剛氏及び長嶋貴之氏を、その審議及び決議に参加させておりません。

c) 当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠  
x) 算定の基礎

公開買付者は、当社とは別個に、モルガン・スタンレー証券株式会社(以下「モルガン・スタンレー証券」といいます。)に対し当社の株式価値の算定を依頼し、当社の株式価値の算定結果について報告を受けました。同報告では、市場株価平均法(平成 20 年 2 月 22 日を算定基準日として、札幌証券取引所 アンビシャス(以下「札証アンビシャス」といいます。)における当社の株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均を基に、1株あたりの株式価値の範囲を算定)、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF 法」といいます。)及び類似会社比較法の各評価手法を用いて当社の株式価値の算定を行っております。

公開買付者は、上記の評価結果を参考にしつつ検討することとし、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ当社の筆頭株主であるアエリアとの協議・交渉の結果等も踏まえ、買付価格を 110,000 円と決定しました。

他方、当社は、公開買付者とは別個に、CSアカウンティング株式会社(以下、「CSA」といいます。)に当社の株式価値の算定を独自に依頼し、平成 20 年 2 月 25 日付で当社の株式価値に関する「株式価値評価報告書」(以下、「CSA 評価報告書」といいます。)を取得いたしました。かかる CSA 評価報告書では、市場株価平均法(平成 20 年 2 月 22 日を算定基準日として、算定基準日前 3 ヶ月間、及び 1 ヶ月間、の札証アンビシヤスにおける株価終値を出来高株数で加重平均する方法により、1 株あたりの株式価値の範囲を算定)、DCF 法の各手法を用いて、当社の普通株式の価値に関する分析及び算定を行いました。

その算定結果は下記のとおりです。

市場株価平均法 : 72,337 円から 77,140 円

DCF 法 : 88,027 円から 113,489 円

その上で、当社取締役会は、CSA 評価報告書の内容並びに公開買付者との間での協議及び交渉の結果などを踏まえて、公開買付者の決定した、当社の普通株式 1 株あたり 110,000 円とする買付価格は、財務的見地から妥当であるものと判断した次第であります。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、平成 20 年 2 月 22 日までの過去 3 ヶ月間の札証アンビシヤスにおける終値の単純平均値 78,267 円(小数点以下を四捨五入)に対して約 40.54 % (小数点以下第三位を四捨五入)のプレミアムを加えた額になります。また、公開買付者は、法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 3 号及び府令第 5 条第 5 項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に本新株予約権をも含めておりますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件(具体的には、本新株予約権の割当を受けた者は、その権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する等の条件)が付されており、公開買付者が、本公開買付けにより、本新株予約権を買付けたとしてもこれを行することが出来ないと解されることから、本新株予約権の買付価格を 1 個につき金 1 円と設定しております。

#### y) 算定の経緯

公開買付者は、上記①のとおり、平成 18 年 10 月に当社との資本提携により当社の発行済株式総数の 25.03%を取得以降、公開買付者が保有するキャラクター資産及び当社の有するオンラインゲームの企画・運営ノウハウとを融合させた新しいオンラインゲームの企画・開発等に関し、様々な協業の検討を重ねてまいりましたが、オンラインゲーム業界の競争環境の激化が予想されるなか、当社が継続的にその事業を更に急成長させるためには、公開買付者が当社を完全子会社化したうえで、公開買付者グループが当社に対して更に経営資源を投入し、当社が公開買付者の経営資源を最大限活用することにより、両社のシナジーを最大限に発揮することが必要であるという結論に達しました。

かかる判断から、公開買付者は、公開買付者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言を適宜得て、当社との間で完全子会社化に関し、協議、検討を重ねていました。その結果、本公開買付けによる方法が公開買付者と当社のそれぞれの株主の利益に最も資すると判断し、本公開買付けを実施することを決定しました。

公開買付者は、モルガン・スタンレー証券による株式価値算定書の各評価手法の算定結果を比較検討し、当社及び本公開買付けに応募することについて同意を得た当社の主要株主と協議・

交渉を行い、その結果や、当社による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 20 年 2 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けの実施及び本公開買付けにおける買付価格を 1 株につき 110,000 円とすることを決定しました。

他方、当社取締役会は、公開買付者とは別個に、CSA に当社の株式価値の算定を独自に依頼し、平成 20 年 2 月 25 日付で CSA 評価報告書を取得しております。

かかる CSA 評価報告書では、市場株価平均法(平成 20 年 2 月 22 日を算定基準日として、算定基準日前 3 ヶ月間、及び 1 ヶ月間、の札証アンビシャスにおける株価終値を出来高株数で加重平均する方法により、1 株あたりの株式価値の範囲を算定)、DCF 法の各手法を用いて、当社の普通株式の価値に関する分析及び算定を行いました。

その算定結果は下記のとおりです。

市場株価平均法 : 72,337 円から 77,140 円

DCF 法 : 88,027 円から 113,489 円

その上で、当社取締役会は、CSA 評価報告書の内容並びに公開買付者との間での協議及び交渉の結果などを踏まえて、公開買付者の決定した、当社の普通株式 1 株あたり 110,000 円とする買付価格は、財務的見地から妥当であるものと判断した次第であります。

また、本公開買付けにおける本新株予約権のそれぞれの買付価格は、1 個につき金 1 円とされております。これは、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件(具体的には、本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する等の条件)が付されており、公開買付者が、本公開買付けにより、本新株予約権を買付けたとしてもこれを行使用することが出来ないと解されることから設定されたものであります。

#### z) 算定機関との関係

CSA は、当社からみて、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年 10 月 30 日大蔵省令第 28 号、その後の改正を含みます。)第 15 条の 4 又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号、その後の改正を含みます。)第 8 条第 17 項に定める関連当事者には該当しません。

#### ④本公開買付け後における公開買付者による当社の株券等の追加取得の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付けにおいて当社の全株式等を取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、当社を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、(a)(x)当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、(y)当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び(z)当社の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること、以上(x)乃至(z)を付議議案に含む株主総会、並びに(b)上記(a)(y)の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付され

た上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類  
の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数  
となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当  
該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交  
付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主  
に交付される金銭の額については、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算定す  
る予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類  
及び数は、本書提出日現在未定であります。当社が、公開買付者がその発行済株式の100%を所  
有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければな  
らない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定であります。上記(a)(y)の普通株  
式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(i)少数株主の権利保護を目的として会社  
法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を  
行うことができる権利を有しており、また、(ii)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全  
部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、  
株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(i)又は(ii)の方法による  
1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付  
けにおける普通株式の買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行  
うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いた  
だくこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものでは一切ありま  
せん。

また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買  
付者の株券等所有割合又は公開買付け以外の当社株主の当社の株式の所有状況等によっては、そ  
れと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その  
場合でも、公開買付け以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会  
社化をすることが予定されております。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得でき  
なかった場合、公開買付者は、当社に対して、本新株予約権を消滅させるために必要な手續を行うこと  
を要請され、当社は、かかる要請に応じて、本新株予約権を消滅させるために必要な手續を行う場合  
があります。

## ⑤上場廃止の見込み等

### a) 上場廃止となる見込みがあること及びその事由

当社の普通株式に係る株券は、本書提出日現在、札幌証券取引所に上場されておりますが、  
公開買付者は、本公開買付けにおいては買付けを行う株券等の数の上限が設けられておらず、  
応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果次第では、当社の普通株式  
に係る株券は、札幌証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手續を経て上場廃  
止となる可能性があります。

また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従  
い、上記④のとおり、当社の完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、

当社の普通株式に係る株券は上場廃止となります。

なお、当社の普通株式に係る株券が上場廃止となった後は、当社の普通株式に係る株券を札証アンビシャスにおいて取引することができなくなり、当該株券を将来売却することが困難になることが予想されます。また、当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類当社の普通株式に係る株券についての上場申請は行われたいと予定していません。

b) 上場廃止を目的とする本公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、上記②のとおり、当社が今後も継続的に事業を成長させるためには、圧倒的なブランド力を持つ公開買付者が、当社を完全子会社化することにより、当社の対外的信用度を高め、事業基盤を強化することが必要不可欠であると判断しております。当社は、かかる完全子会社化により、中長期的な視点から、経営上必要な決定を迅速かつ効率的に行うことのできる体制が構築され、当社の企業価値を向上させることができるものと考えております。

当社は、公開買付者グループが保有するキャラクター資産と、当社が有するオンラインゲーム企画・運営ノウハウを融合し、他社と差別化された独自のオンラインゲーム及びゲームコミュニティを共同開発・共同展開し、両者の海外拠点を活かして、海外でのオンラインゲームライセンス事業やパブリッシング事業展開を強化することを意図しております。また、公開買付者が持つ、インターネットポータルサイト運営及び広告事業のノウハウを活用し、オンラインゲームのメディア化（ゲーム内広告事業を含む）事業を確立することにより、当社の企業価値を向上させることが出来、ステークホルダー（ユーザー等顧客、従業員、開発会社等の取引先企業を含む）の信頼を得ることができると考えております。

以上のことから、公開買付者による上場廃止を目的とする本公開買付けに賛同した上、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを勧めることといたしました。

当社の普通株式に係る株券が上場廃止となった場合は、当社の普通株式に係る株券を札証アンビシャスにおいて取引することはできなくなり、当該株券を将来売却することが困難になることが予想されます。

公開買付者は、当社の少数株主の利益を保護するべく、上場廃止に伴う代替措置として、上記④に記載の方法により、公開買付者を除く当社株主に対して当社株式の売却機会を提供しつつ、当社の完全子会社化を行うことを企図しております。なお、当社の完全子会社化の過程において公開買付者以外の当社株主に交付される金銭の額は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を基準として算定される予定です。

⑥ 公開買付者と当社株主の間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の親会社であるアエリアとの間で、平成20年2月28日付で「公開買付応募契約書」を締結しており、同契約に基づき、(a)アエリアが、その所有する当社の発行済株式の全部（41,124株、株式所有割合 44.36%）について本公開買付けに応募すること、及び(b)アエリアが、公開買付者の指示に従い本公開買付けの決済の開始日までに開催される当社の株主総会における議決権を行使し、また、公開買付者が要請する場合には、当該株主総会における全ての議決権行使を公開買付者に対して委任する旨の包括委任状を公開買付者に対して提出する旨を合意しております。

また、公開買付者は、長嶋貴之氏(アエリア代表取締役会長かつ当社取締役、株式所有割合5.66%)、小林祐介氏(アエリア代表取締役社長、株式所有割合4.46%)、及び須田仁之氏(アエリア取締役、株式所有割合0.28%)からも、これらの者が所有する当社の株式の全部について本公開買付けに応募する旨の同意を得ているとのことです。

#### ⑦本公開買付け及び当社の完全子会社化後の見通し

公開買付者は、本公開買付け及び当社の完全子会社化後、(a)「ポストペット」や「リブリーアイランド」等の公開買付者のキャラクター資産やコンテンツと、当社のオンラインゲームの企画・運営ノウハウの融合を更に強化し、他社と差異化された独自のオンラインゲーム及びゲームコミュニティを共同開発・共同展開すること、(b)両者の海外拠点を活かして、海外でのライセンス事業やパブリッシング事業展開を強化すること、(c)公開買付者のインターネット広告事業のノウハウを活かし、新たなゲーム内広告事業を推進すること、(d)341万人の会員数とブランド力を有する公開買付者との提携により対外的信用力を高め、当社のユーザー及び優良コンテンツ等の獲得力を強化すること、(e)当社と公開買付者のユーザーIDの連携により、当社のオンラインゲームの会員数を拡大すること等の施策を検討・実行することにより、当社の企業価値を向上させることができると考えております。

公開買付者は、当該株主総会において承認された場合には、取締役1名を当社に派遣し、当社の経営体制の強化に努める予定です。また、当該株主総会において承認された場合には、監査役1名についても当社に派遣する予定です。当該株主総会において、かかる取締役・監査役の選任が承認された場合、公開買付者は、本公開買付け成立後に役員等の構成の変更を行うことは、今のところ予定していないとのことです。

#### ⑧結語

以上の点を前提にして、当社取締役会は、CSA 評価報告書の内容を踏まえ、また、当社のリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの法的助言をも参考にしつつ、本公開買付けの目的及びその諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けが、当社の経営基盤の強化や今後の事業拡大に寄与するものであるとともに、公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが当社の株主の皆様に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成20年2月28日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役3名(うち社外取締役1名を含む。)全員一致で、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める旨を、決議いたしました。また、上記取締役会に出席した監査役(社外監査役を含む。)はいずれも、当社取締役会が上記意見を表明することに賛同する旨の意見を述べております。なお、当該決議については、その公正性の確保の観点から、その所有する当社普通株式を公開買付者に対して応募する旨公開買付者との間で合意をしているアエリアにおいて取締役の地位にある安田剛氏及び長嶋貴之氏を、その審議及び決議に参加させておりません。

ただし、本公開買付けの内容の詳細については、本公開買付けの開始日に公開買付者から提出されました公開買付届出書をご参照いただくとともに、本公開買付けへの応募、当社の完全子会社化に際しての金銭の交付、又は当社の完全子会社化に際しての株式買取請求権の行使に基づく当社株式の買取り等のそれぞれの場合における税務上の取り扱いについては、各自の税務の専門家等アドバイザーにご確認いただけますよう、お願いいたします。

なお、当社は、平成20年2月28日開催の取締役会において、平成19年12月31日を基準日とする期末配当に関する議案を平成19年12月期に係る定時株主総会(平成20年3月21日開催予

定)に上程しない旨の決議を行っております。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
5. 公開買付者に対する質問  
該当事項はありません。
6. 公開買付期間の延長請求  
該当事項はありません。
7. 公開買付者による買付け等の概要  
添付資料をご覧ください。

以上

各 位

会社名 ソネットエンタテインメント株式会社  
代表者役職名 代表取締役 社長  
吉田 憲一郎  
(コード番号 3789 東証一部)  
問合せ先 取締役 十時 裕樹

## 株式会社ゲームポット株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式会社ゲームポット（札幌証券取引所アンビシヤス（以下「札証アンビシヤス」といいます。）：コード3792。以下「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

尚、当社は、本公開買付け及びその後の一連の手続きにより、対象者を完全子会社化することを予定しております。

### 記

#### 1. 本件の目的

##### (1) 本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式 23,200 株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。） 25.03%）を所有しており、対象者を持分法適用会社としております。また、当社は、対象者が 2006 年 10 月 3 日付で発行した第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（新株予約権の行使により発行等される可能性のある株式は、7,348 株）（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の全部を所有しております。

この度、当社は、当社が所有する対象者の株式及び本新株予約権付社債を除いた、対象者の発行済株式（本公開買付けにおける買付け等の期間の末日までに本新株予約権（下記「2. 買付け等の概要 (3) 買付け等の価格」において定義されます。以下同じとします。）の行使により発行等される可能性のある対象者の普通株式を含みます。以下同じとします。）及び新株予約権の全部を取得することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

尚、対象者は、2008 年 2 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

##### (2) 本公開買付けを実施する背景、理由及びその後の経営方針

当社は、「So-net（ソネット）」ブランドのもと、ブロードバンド接続サービスの提供を中心とした接続事業、並びに、インターネットを通じたコンテンツ提供、インターネット広告、商品販売、ライセンスビジネス、法人向けソリューションサービス等のポータル事業等を展開しております。当社は、「ネットワークエンタテインメントの追求」をビジョンに掲げ、2007 年度からの 3 ヶ年を実行期間とする中期経営計画において、オンラインゲームをネットワークエンタテインメントの中核の一つとして位置付けております。

一方、対象者は、「インターネットを使った新しい遊びの創造」を経営理念に掲げ、インター

ネットを通じて参加者が相互に交流しながら遊ぶオンラインゲーム事業及び携帯電話でのゲーム配信を中心としたモバイルコンテンツ事業を展開しております。尚、対象者は、株式会社アエリア（以下「アエリア」といいます。）の連結子会社です。

2006年9月、当社及び対象者は、ブロードバンド接続の急速な普及に伴い、オンラインゲーム市場が拡大する中、当社のキャラクター資産・ブロードバンド接続業者としてのノウハウ及び対象者のオンラインゲーム企画・運営のノウハウの融合等により両者のオンラインゲーム事業を拡大すること等を目的として、資本提携を行うことに合意いたしました。かかる資本提携のため、2006年10月、当社は、対象者の第三者割当増資の引受け及び本新株予約権付社債の引受けを行い、また、アエリアが所有する対象者の発行済株式の一部を譲り受けました（以下「本資本提携」といいます。）。これにより、対象者は、当社の持分法適用会社となりました。

国内におけるオンラインゲームの市場規模は、2007年で1,850億円、2008年で2,190億円、2012年には4,580億円まで達すると予測され（株式会社野村総合研究所の開示資料より抜粋）、市場規模は順調な拡大傾向にあります。しかし、多数の新規事業者の参入やオンラインゲームユーザーの嗜好の多様化等により、オンラインゲーム業界の今後の競争環境は激化することが予想されます。また、オンラインゲームを始めとするインターネット関連事業においては、技術革新及び市場やユーザーのニーズの変化が急速であり、これらの変化に迅速かつ柔軟に対応することは、今後ますます重要になっていくものと思われま

す。当社及び対象者は、本資本提携以降、当社が保有するキャラクター資産及び対象者の有するオンラインゲームの企画・運営ノウハウとを融合させた新しいオンラインゲームの企画・開発等に関し、様々な協業の検討を重ねてまいりましたが、上記のような市場環境のなか、対象者が継続的にその事業を成長させるためには、当社が対象者を完全子会社化した上で、当社グループが対象者に対して更に経営資源を投入し、両者のシナジーを最大限に発揮することが必要であるという結論に達しました。当社は、かかる完全子会社化により、中長期的な視点から、必要な決定を迅速かつ効率的に行うことのできる体制が構築され、対象者の企業価値を向上させることができると考えております。

以上の理由により、当社は、対象者を完全子会社化するための一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。尚、当社は、本公開買付けにより対象者の株式の全部を取得できない場合には、下記(5)記載の手續により、対象者の株主に対して株式の換価の機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを計画しております。

当社は、本公開買付け及び対象者の完全子会社化後、①「ポストペット」や「リブリーアイランド」等の当社のキャラクター資産やコンテンツと、対象者のオンラインゲームの企画・運営ノウハウの融合を更に強化し、他社と差異化された独自のオンラインゲーム及びゲームコミュニティを共同開発・共同展開すること、②両者の海外拠点を活かして、海外でのライセンス事業やパブリッシング事業展開を強化すること、③当社のインターネット広告事業のノウハウを活かし、新たなゲーム内広告事業を推進すること、④341万人の会員数とブランド力を有する当社との提携により対外的信用力を高め、対象者のユーザー及び優良コンテンツ等の獲得力を強化すること、⑤当社と対象者のユーザーIDの連携により、対象者のオンラインゲームの会員数を拡大すること等の施策を検討・実行することにより、対象者の企業価値を向上させることができると考えております。

当社は、買付け等の期間中である 2008 年 3 月 21 日開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において承認された場合には、取締役 1 名を対象者に派遣し、対象者の経営体制の強化に努める予定です。また、本定時株主総会において承認された場合には、監査役 1 名についても対象者に派遣する予定です。本定時株主総会においてかかる取締役・監査役の選任が承認された場合、当社は、本公開買付け成立後に役員等の構成の変更を行うことは今のところ予定しておりません。

### (3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

対象者は、現在、当社の子会社ではありませんが、当社は、対象者の普通株式 23,200 株（株式所有割合 25.03%）を所有して対象者を持分法適用会社としており、また下記(4)のとおり当社が対象者の親会社であるアエリアとの間で本公開買付けの決済の開始日（以下「本決済日」といいます。）までに開催される対象者の株主総会における議決権の行使に関する合意をしております。このような状況を踏まえ、当社及び対象者は、買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性の担保及び利益相反の回避のための配慮を行っております。

当社は、財務アドバイザーとしてモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任し、両者の助言を得ながら、対象者の完全子会社化の検討を進めてまいりました。また、当社は、買付価格の決定について、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるモルガン・スタンレー証券に対して、対象者の株式価値の評価を依頼し、2008 年 2 月 25 日付でモルガン・スタンレー証券より株式価値算定書（以下「株式価値算定書」といいます。）の提出を受けました。当社は、これらのアドバイザーの助言及び株式価値算定書を踏まえて、アエリア及び対象者との協議・交渉の上、買付価格を 110,000 円と決定いたしました。

尚、本公開買付けの買付価格である 1 株当たり 110,000 円は、2008 年 2 月 22 日までの過去 3 ヶ月間の札証アンビシャスにおける終値の単純平均値 78,267 円（小数点以下を四捨五入）に約 40.54%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

また、当社は、法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 3 号及び府令第 5 条第 5 項の規定に従った法令上の要求として、本公開買付けの対象に本新株予約権も含めておりますが、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、本新株予約権の権利行使に係る条件（具体的には、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても対象者の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する等の条件）が付されており、当社が、本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしてもこれを行使することが出来ないものと解されることから、当社は本新株予約権の買付価格を 1 個につき金 1 円と設定しております。

また、対象者は、2008 年 2 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

対象者の取締役会は、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保し、かつ

当社との利益相反を回避するために、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であるCS アカウンティング株式会社（以下「CSA」といいます。）に対象者の株式価値の評価を依頼し、2008年2月25日付で対象者の株式価値に関する「株式価値評価報告書」（以下「評価報告書」といいます。）を取得いたしました。

2008年2月28日開催の対象者の取締役会においては、評価報告書を参考にしうえて、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公正性等の観点から慎重に検討いたしました。また、対象者は、本公開買付けの諸条件の検討にあたり、対象者の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所より、適宜助言を受けました。その結果、対象者においては、これらの評価報告書及び助言を参考として、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化や今後の事業拡大に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議がなされております。

尚、当社はアエリアとの間で、下記(4)のとおり本決済日までに開催される対象者の株主総会における議決権の行使に関する合意をしているところ、対象者の取締役である安田剛氏及び長嶋貴之氏はアエリアの取締役を兼任していることから、公正性を担保し、かつ利益相反を回避するために、これらの者は、本公開買付けに対する意見表明に関する審議及び決議には参加しておりません。

また、対象者は、2008年2月28日開催の取締役会において、2007年12月31日を基準日とする期末配当に関する議案を本定時株主総会（2008年3月21日開催予定）に上程しない旨の決議を行っております。

#### (4)本公開買付けに関する合意等

当社は、対象者の親会社であるアエリアとの間で、2008年2月28日付で「公開買付応募契約書」を締結しており、同契約に基づき、(i)アエリアが、その所有する対象会社の発行済株式の全部（41,124株、株式所有割合44.36%）について本公開買付けに応募すること、及び(ii)アエリアが、当社の指示に従い本決済日までに開催される対象者の株主総会における議決権を行使し、また、当社が要請する場合には、当該株主総会における全ての議決権行使を当社に対して委任する旨の包括委任状を当社に対して提出する旨を合意しております。

また、当社は、長嶋貴之氏（アエリア代表取締役会長かつ対象者取締役、株式所有割合5.66%）、小林祐介氏（アエリア代表取締役社長、株式所有割合4.46%）、須田仁之氏（アエリア取締役、株式所有割合0.28%）からも、これらの者が所有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

#### (5)本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、本公開買付けにおいて対象者の全株式等を取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、(i)①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式

発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会、並びに(ii)上記(i)②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。尚、当社は、上記の株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。尚、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。尚、対象者が、当社がその発行済株式の100%を所有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記(i)②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

尚、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合又は当社以外を対象者株主の対象者の株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、完全子会社化をすることを予定しております。

尚、本公開買付け、その後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

また、本新株予約権については、本公開買付けが成立したものの本新株予約権の全てを取得できなかった場合、当社は、対象者に対して、新株予約権を消滅させるために必要な手続を行

うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、新株予約権を消滅させるために必要な手続を行う場合があります。

(6) 上場廃止となる見込みがある旨

対象者の普通株式は、現在、札幌証券取引所に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数の上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われるため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式に係る株券は、本証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、完全子会社化を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者普通株式に係る株券は上場廃止となります。

上場廃止後は、対象者株式に係る株券を本証券取引所において取引することができなくなり、当該株式を将来売却することは困難になることが予想されます。対象者株式の取得対価として交付されることとなる別個の種類の対象者株式での上場申請は行われたい予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①商号	株式会社ゲームポット	
②事業内容	オンラインゲームの企画・配信・運営及びモバイルコンテンツの開発・企画・配信・運営	
③設立年月日	2001年5月17日	
④本店所在地	東京都港区高輪三丁目26番33号	
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 植田 修平	
⑥資本金	742百万円	
⑦大株主及び持株比率 (2007年6月30日現在)	株式会社アエリア	43.76%
	ソネットエンタテインメント株式会社	25.03%
	長嶋 貴之	5.66%
	小林 祐介	4.46%
	植田 修平	2.81%
	安田 剛	2.79%
	李 賢淑	1.78%
	タスカンキャピタルエルエルシー	1.12%
	アエリア センシブ モバイルインターネット ファンド1	1.08%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	0.56%
⑧買付け者と対象者の関係等		
資本関係	当社は、現在、対象者の株式の25.03%を所有しています。	
人的関係	当社の従業員である岩間崇が対象者の取締役役に就任しておりましたが、2007年11月15日付にて退任しております。そのほか、該当ありません。	
取引関係	当社の2007年3月期(2006年4月1日～2007年3月31日)において、対象者との間で、ホスティングに関する取引があります。	
関連当事者への該当状況	上記のとおり当社は対象者の発行済株式総数の25.03%(23,200株)を所有しており、対象者を持分法適用会社としているため、連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者に該当します。	

(注1) 上記①ないし⑦は、対象者が2007年9月27日に提出した第7期半期報告書に基づき作

成しております。

(注2) 株式会社アエリアの2007年10月3日付で提出された変更報告書によれば、同社の対象者所有株式数は41,124株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は44.36%となっております。

## (2) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

2008年2月29日（金曜日）から2008年4月11日（金曜日）まで（30営業日）

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (3) 買付け等の価格

### ① 普通株式1株につき、金110,000円

② 2006年3月25日開催の第5回定時株主総会及び2006年4月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）11個につき、金1円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ① 算定の基礎

#### a. 普通株式

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格である110,000円を、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるモルガン・スタンレー証券が当社に対して提出した株式価値算定書を参考にして決定いたしました。株式価値算定書では、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）、類似会社比較法等の各手法を用いて分析がなされております。上記の各手法において評価された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下の通りです。

市場株価平均法 : 71,795円から 78,267円

DCF法 : 95,785円から 122,630円

類似会社比較法 : 80,911円から 113,141円

尚、市場株価平均法では、2008年2月22日を算定基準日として、対象者の札証アンビシヤスにおける対象者の株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均を基に、1株当たりの株式価値の範囲を算定しています。

当社は上記の評価結果を参考にしつつ、1株当たり株式価値の範囲を、市場株価平均法による算定結果の最低値である71,795円からDCF法による算定結果の最高値である122,630円の範囲内で検討することとし、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつアエリア及び対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、買付価格を1株当たり110,000円と決定いたしました。

尚、本公開買付けにおける買付価格は、2008年2月22日までの過去3ヶ月間の札証アンビシヤスにおける終値の単純平均値78,267円（小数点以下を四捨五入）に対して約40.54%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた額となります。

## b. 新株予約権

2008年2月27日現在において、本新株予約権1株当たりの行使価格は389,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格110,000円を279,000円上回っております。

また、本新株予約権は、ストックオプションとして発行されたものであり、権利行使に係る条件（具体的には、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても対象者の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位にあることを要する等の条件）が付されており、当社が、本公開買付けにより、本新株予約権を買い付けたとしてもこれを行使することが出来ないものと解されることから、本新株予約権の買付価格を1個につき金1円と設定しております。

## ② 算定の経緯

### a. 本公開買付けの検討の経緯について

当社は、2006年10月に対象者と資本提携を行い、両者のシナジーを活かした協業等の検討を重ねてまいりました。さらに、当社は、2007年12月から、対象者を子会社化することについて、エアリア及び対象者との間で、協議・交渉を行ってまいりました。

### b. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得について

当社は、対象者の株式価値を算定するために、2007年12月に当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるモルガン・スタンレー証券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を2008年2月25日付でモルガン・スタンレー証券より取得しております。

尚、当該株式価値算定書は、算定機関が買付価格の公正性について表明しているもの（いわゆるフェアネスオピニオン）ではありません。

### c. 株式価値算定書の概要について

モルガン・スタンレー証券は、市場株価平均法、DCF法及び類似会社比較法等の各評価手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。その算定結果は以下の通りです。

市場株価平均法	: 71,795円から 78,267円
DCF法	: 95,785円から 122,630円
類似会社比較法	: 80,911円から 113,141円

### d. 本公開買付けの買付価格の決定経緯について

当社は、モルガン・スタンレー証券による株式価値算定書の各評価手法の算定結果を比較検討し、市場株価平均法による算定結果の最低値である71,795円からDCF法による算定結果の最高値である122,630円を対象者の株式価値の範囲と考え、エアリア及び対象者と協議・交渉を行いました。その上で、当社は、かかる協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、最終的に2008年2月28日開催の取締役会において、本公開買付けの実施及び本公開買付けにおける買付価格を1株につき110,000円とすることを決定いたしました。

また、当社は、本新株予約権の買付価格についても、上記「算定の基礎」の「(2)新株予約権」において記載の理由に基づき、買付価格を1円と決定いたしました。

e. 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

対象者の取締役会は、本公開買付けにおける買付け等の価格の評価の公正性を担保し、かつ当社との利益相反を回避するために、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であるCSAに対象者の株式価値の評価を依頼し、2008年2月25日付で評価報告書を取得いたしました。また、2008年2月28日開催の対象者の取締役会においては、評価報告書を参考にしうえて、買付価格その他の本公開買付けに関する諸条件の妥当性について、当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公正性等の観点から慎重に検討いたしました。また、対象者は、本公開買付けの諸条件の検討にあたり、対象者の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所より、適宜助言を受けました。その結果、対象者においては、これらの評価報告書及び助言を参考として、本公開買付けが対象者の経営基盤の強化や今後の事業拡大に寄与するものであるとともに、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであるとの判断がなされ、決議に参加した対象者取締役の全員一致で本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議がなされております。

尚、当社はアエリアとの間で、本決済日までに開催される対象者の株主総会における議決権の行使に関する合意をしているところ、対象者の取締役である安田剛氏及び長嶋貴之氏はアエリアの取締役を兼任していることから、公正性を担保し、かつ利益相反を回避するために、これらの者は、本公開買付けに対する意見表明に関する審議及び決議には参加しておりません。

③ 算定機関との関係

当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株 券	50,764 (株)	— (株)
新株予約権証券	— (株)	— (株)
新株予約権付社債券	— (株)	— (株)
株券等預託証券( )	— (株)	— (株)
合 計	50,764 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が「株式に換算した買付予定数」(以下「買付予定の下限」といいます。)(50,764株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定の下限(50,764株)以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。  
尚、対象者が2007年9月27日に提出した第7期半期報告書によれば、対象者は、2007年6月30日現在自己株式は所有しておりません。

(注3) 公開買付期間末日までに対象者の新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行等された又は発行等される株式も本公開買付けの対象としております。

(注4) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある株券等の最大の数は、上記半期報告書に記載された数値を基準とすると、2007年6月30日現在の発行済株式総数(92,695株)に同報告書に記載された2007年8月31日現在の本新株予約権(785個)の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式(785株)を加算し、本書提出日現在で公開買付者が所有する対象者株式数(23,200株)を控除した株式数(70,280株)となります。

尚、当社が所有する本新株予約権付社債は本公開買付けの対象となっていないため、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使により発行等される可能性のある株式は、当社が取得する可能性のある株券等の最大の数に加算しておりません。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	30,548個	(買付等前における株券等所有割合 33.0%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	53,360個	(買付等前における株券等所有割合 57.57%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	50,764個	(買付等後における株券等所有割合 80.64%)
対象者の総株主等の議決権の数	92,695個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(50,764株)に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。ただし、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としておりますので、「買付等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算していません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の2007年9月27日提出の第7期半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては買付予定数に上限を設定しておりませんので、「買付等後における株券等所有割合」の計算においては、上記半期報告書に記載された2007年6月30日現在の総株主等の議決権の数(92,695個)に①上記半期報告書に記載された2007年8月31日現在の本新株予約権(785個)の行使により発行等された又は発行等される可能性のある対象者株式(785株)及び②本新株予約権付社債の新株予約権の行使により発行等される可能性のある対象者株式(7,348株)の合計(8,133株)を加算した後の対象者株式数100,828株に係る議決権の数100,828個を分母(対象者の総株主等の議決権の数)として計算しています。

(注4) 応募株券等の数の合計が買付予定の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付等後における株券等所有割合」は最大100%となる可能性があります。

(注5)「買付等前における株券等所有割合」及び「買付等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

#### (7) 買付代金

5,584,040千円

上記の買付代金には、買付予定数(50,764株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。さらに、応募株券等の数の合計が買付予定の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、本公開買付けの対象とする応募株券等を全て買付けた場合の買付代金は、7,730,800千円となります。

#### (8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

東海東京証券株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号

② 決済の開始日

2008年4月21日(月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた応募株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

#### (9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限(50,764株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定の下限以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法27条の6第1項第1号の規定により公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。ただし、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（解除書面）を交付又は送付してください。ただし、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

東海東京証券株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号

（その他の東海東京証券株式会社全国各支店）

尚、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

当社は、法27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法27条の8第11項ただし書に規定される場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2008年2月29日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

東海東京証券株式会社 東京都中央区京橋一丁目7番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針については、上記「1. 本件の目的」をご参照ください。

また、本公開買付けによる当社の連結業績及び個別業績への影響は軽微です。

#### 4. その他

##### (1) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

当社は、2006年9月、対象者との間で資本提携を行うことに合意し、かかる資本提携のため、2006年10月、対象者の第三者割当増資の引受け及び本新株予約権付社債の引受けを行い、また、アエリアが所有する対象者の発行済株式の一部を譲り受けました。

##### (2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

当社は、対象者取締役である長嶋貴之氏から、同氏が所有する対象者の全株式(5,246株、対象者株式所有割合 5.66%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ています。

##### (3) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

###### ① 決算短信の公表

対象者は、2008年2月14日に、2007年12月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく同期の対象者の個別損益状況は以下のとおりです。尚、当該内容につきましては、法第193条の2の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。

##### 2007年12月期の個別業績（2007年1月1日～2007年12月31日）

###### a. 損益の状況

決算年月	2007年12月期（第7期）
売上高	3,745,802千円
売上原価	2,051,439千円
販売費及び一般管理費	879,741千円
営業外収益	7,724千円
営業外費用	21,600千円
当期純利益	465,723千円

###### b. 1株当たりの状況

決算年月	2007年12月期（第7期）
1株当たり当期純利益	5,053.40円
1株当たり配当額	－円
1株当たり純資産額	29,829.96円

###### ② 株式の取得及び売却

対象者は、2008年2月25日付プレスリリースにおいて、対象者の同日付の取締役会においてアエリアの連結子会社である株式会社アエリアIPMの発行済株式の全部を、2008年2月29日付でアエリアから取得することを決議した旨を公表しております。

#### 【その他の注記】

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、ソネットエンタテインメント株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社ゲームポットを指します。

(注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。

- (注3) 本書中の「法」とは金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。また、本文中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日を除いた日数をいいます。
- (注7) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e) 項又は第14条(d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる財務諸表は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

以 上

---

(お問い合わせ先)

ソネットエンタテインメント株式会社 IR担当

〒141-6010 東京都品川区大崎 2-1-1 電話 03-5745-1500

ホームページ : <http://www.so-net.ne.jp/corporation/IR/>